

# 景気回復、復興・生活再建の基本は暮らせる賃金の確立から 全国一律最賃・時給 1000 円以上の実現を求める要請

厚生労働大臣 殿  
中央最低賃金審議会会長 殿

今や労働者の 4 人に 1 人、女性は過半数が 1 年を通して働いても年収 200 万円以下です。2010 年度の民間労働者の平均賃金は 412 万円で、1997 年より 55 万円も減少しています。家計は厳しく、モノは売れず、生産は縮小し、それが雇用破壊と企業の経営危機を招いています。収入が不安定なために結婚できず、子どもを産み育てられない人も増えています。低賃金の蔓延が、社会の基盤を揺るがせています。

東日本大震災からの復興も大きな課題です。国と自治体をあげての取り組みが行なわれていますが、まともに暮らせる賃金、専門性や業務の負荷に見合った賃金が保障された雇用機会がなければ、人々の生活再建も地域の復旧・復興も進みません。

法律によれば、最低賃金は「労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮」して決定されるはずですが、ところが、今の最低賃金は、フルタイム就労をしても年収 120～150 万円程度で生活保護基準を下回ります。法をふまえれば、少なくとも時給 1,000 円は必要です。使用者団体も雇用戦略対話の場で「できる限り早期に全国最低 800 円を確保し、景気状況に配慮しつつ、全国平均 1000 円を目指す」ことに合意しています。最低の賃金引き上げは、均等待遇実現に向けた賃金の底上げや、中小企業の下請単価の引き上げと適正利潤確保、地域間格差の是正と景気回復をはかるために必要な施策です。ついては、下記事項の実現に向け、ご尽力いただくことを、貴職に要請します。

## 要請事項

- 最低賃金について、以下のように改善すること。
  - ①地域別最低賃金は、年 1800 時間の労働をもって生活保護基準を下回らない水準とすること（現在の仮定労働時間は 2085.7 時間）。生活保護基準には、勤労必要経費（勤労控除）を含めること。早期に「時間額 1000 円」となるよう、計画的に引き上げること。
  - ②地域別最低賃金の地域ランクを減らす（Dランクをなくす）などして、地域間格差を縮小させること。
  - ③審議会や専門部会を公開すること。非正規労働者が意見陳述する機会を必ず設けること。
  - ④労働局長は、労使の調査審議の結果をふまえつつ、最低生計費を満たす金額を決定すること。労働局長の決定が最低生計費を満たさない場合、厚生労働大臣は職権をもって適正な金額を決定させること。
  - ⑤特定最低賃金（産別最賃）の金額を引き上げること。申出要件を緩和し、新設を容易にすること。
- 最低賃金審議会の労働者側委員は、特定系統の団体からのみ選任され続けている。偏向任命を止め、各労働団体からバランスよく選出すること。地方最低賃金審議会の専門部会の委員選出についても、公募に基づく公正任命を行うこと。
- 以下の制度改正を行うこと。
  - ①最低賃金の日額、月額設定を復活させ、全国一律最低賃金制度を確立すること。
  - ②最低賃金を年金支給額、下請単価、業者や農民の自家労賃などに連動させ、ナショナル・ミニマム（国民生活の最低保障）の基軸とすること。
- 最低賃金違反を根絶するため、労働基準監督官を増員し、監督行政の強化をはかること。

2012年 月 日

住 所	
団 体 名	
代表者名	

[取扱団体] 愛知県労働組合総連合 名古屋熱田区沢下町 9-7 労働会館東館 3 階  
電話 052-871-5433 FAX 052-871-5618

# 景気回復、復興・生活再建の基本は暮らせる賃金の確立から 全国一律最賃・時給 1000 円以上の実現を求める要請

愛 知 労 働 局 長 殿  
愛知地方最低賃金審議会会長 殿

今や労働者の 4 人に 1 人、女性は過半数が 1 年を通して働いても年収 200 万円以下です。2010 年度の民間労働者の平均賃金は 412 万円で、1997 年より 55 万円も減少しています。家計は厳しく、モノは売れず、生産は縮小し、それが雇用破壊と企業の経営危機を招いています。収入が不安定なために結婚できず、子どもを産み育てられない人も増えています。低賃金の蔓延が、社会の基盤を揺るがせています。

東日本大震災からの復興も大きな課題です。国と自治体をあげての取り組みが行なわれていますが、まともに暮らせる賃金、専門性や業務の負荷に見合った賃金が保障された雇用機会がなければ、人々の生活再建も地域の復旧・復興も進みません。

法律によれば、最低賃金は「労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮」して決定されるはずですが、ところが、今の最低賃金は、フルタイム就労をしても年収 120～150 万円程度で生活保護基準を下回ります。法をふまえれば、少なくとも時給 1,000 円は必要です。使用者団体も雇用戦略対話の場で「できる限り早期に全国最低 800 円を確保し、景気状況に配慮しつつ、全国平均 1000 円を目指す」ことに合意しています。最低の賃金引き上げは、均等待遇実現に向けた賃金の底上げや、中小企業の下請単価の引き上げと適正利潤確保、地域間格差の是正と景気回復をはかるために必要な施策です。ついては、下記事項の実現に向け、ご尽力いただくことを、貴職に要請します。

## 要請事項

- 最低賃金について、以下のように改善すること。
  - ①地域別最低賃金は、年 1800 時間の労働をもって生活保護基準を下回らない水準とすること（現在の仮定労働時間は 2085.7 時間）。生活保護基準には勤労必要経費（勤労控除）を含めること。早期に「時間額 1000 円」となるよう、計画的に引き上げること。
  - ②地域別最低賃金の地域ランクを減らす（Dランクをなくす）などして、地域間格差を縮小させること。
  - ③審議会や専門部会を公開すること。非正規労働者が意見陳述する機会を必ず設けること。
  - ④労働局長は、労使の調査審議の結果をふまえつつ、最低生計費を満たす金額を決定すること。労働局長の決定が最低生計費を満たさない場合、厚生労働大臣は職権をもって適正な金額を決定させること。
  - ⑤特定最低賃金（産別最賃）の金額を引き上げること。申出要件を緩和し、新設を容易にすること。
- 最低賃金審議会の労働者側委員は、特定系統の団体からのみ選任され続けている。偏向任命を止め、各労働団体からバランスよく選出すること。地方最低賃金審議会の専門部会の委員選出についても、公募に基づく公正任命を行うこと。
- 以下の制度改正を行うこと。
  - ①最低賃金の日額、月額設定を復活させ、全国一律最低賃金制度を確立すること。
  - ②最低賃金を年金支給額、下請単価、業者や農民の自家労賃などに連動させ、ナショナル・ミニマム（国民生活の最低保障）の基軸とすること。
- 最低賃金違反を根絶するため、労働基準監督官を増員し、監督行政の強化をはかること。

2012年 月 日

住 所	
団 体 名	
代表者名	

[取扱団体] 愛知県労働組合総連合 名古屋市熱田区沢下町 9-7 労働会館東館 3 階  
電話 052-871-5433 FAX 052-871-5618